

## 令和3年度「海外販路開拓助成事業」実施要領

### 1. 目的

海外取引を具体化しようとする会員に対して、商談会・見本市等の出展にかかる費用の一部並びに越境 EC(海外向けインターネット販売)モールの出店等にかかる費用の一部を助成することで、海外ビジネス機会の拡大を図ることを目的とする。

### 2. 対象会員 一般会員

### 3. 対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 4. 助成内容

助成事業は、次の(1)及び(2)の項目ごとに行う。

#### (1)商談会・見本市等出展

- ① 国内外の商談会・見本市等出展： 5万円または実費のいずれか低い額。
- ② ①のうち新規に輸出に取り組む場合又は輸出を一時中断(3年以上)していた者が取組を再開する場合の国内外の商談会・見本市等への出展： 10万円または実費のいずれか低い額。(再開の場合の3年以上の中断期間は令和3年4月1日を基準日とし起算する。)

※ オンライン方式での商談会・見本市等を含む(ただし、上限額は新規・再開の場合も①による)。

※ 国内開催及びオンライン方式の商談会・見本市等の場合は、明確に海外への販路開拓・取引を目的としているものに限りません。

#### (2)越境ECモール出店

越境ECモールへの新規出店、自社 EC サイトの多言語化： 5万円または実費のいずれか低い額。

※海外向け販売を目的とするものとし、EC モールの場合は海外のECモール又は国内企業のECグローバルサービスとします。また、出店(開設)期間は6ヶ月以上とします。

※出店期間と助成対象期間の関係については、出店開始(開設)日が「3. 対象期間」内にあること。

○利用限度： (1)及び(2)ごとに会員口数内で各1口まで(会員口数1口の場合はいずれか一方)

※「(1)商談会・見本市等出展」、「(2)越境ECモール出店」及び別に定める「海外渡航費助成事業」の併用が可能ですが、各事業の合計利用回数は会員口数内で3口が限度となります。

### 5. 対象費用

#### (1)商談会・見本市等出展

海外バイヤーが参加する国内外の商談会・見本市等(オンライン方式を含む)に出展する際の以下の費用とする。なお、販売を主目的とする催事への出展は対象とせず、また、国際機構の事業により出展する場合は対象としない。

※会員同士または会員・非会員が共同出展する場合は当該会員の負担分が対象となります。

- ◆ ブース出展料、装飾費、会場借上げ費
- ◆ 機材・備品レンタル料
- ◆ 通訳・商品説明員雇用費
- ◆ 展示品輸送費(貨物保険料含む)
- ◆ その他(国際機構が特に認める経費)

#### (2)越境ECモール出店

海外のECモール又は国内企業のECグローバルサービスへの新規出店、自社ECサイトの多言語化のための以下の費用とする。

なお、既出店の更新・再登録は対象とせず、また、国際機構の事業により出店する場合は対象としない。

- ◆ 出店料・登録料
- ◆ その他初期費用(国際機構が認める経費)

## 6. 本事業の利用方法・手順

別記1の利用方法・手順を参照してください。

## 7. その他

- 本事業による助成金の申請は、当該年度の会費納入後とします。
- 本事業は予算額に達し次第受付を終了するとともに、予算額に達した場合は助成額を減じて交付する場合がありますことを予めご了承ください。
- 本要領は、令和3年4月1日より施行、適用します。

## 8. 問い合わせ・連絡先

一般社団法人山形県国際経済振興機構  
990-0042 山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル5階  
電話:023-687-1127 FAX:023-687-1129 E-mail:y-es@y-es.or.jp

### 別記1

#### 本事業の利用方法、手順

##### (1)【申請者→機構】

本事業を利用しようとする会員は、4(1)商談会・見本市等出展については商談会・見本市等への参加・出展終了後、4(2)越境 EC モール出店については EC モールへの出店開始後、助成事業・助成金申請書兼請求書(様式1号の1又は様式1号の2)に、下記の書類一式を添付のうえ、当機構事務職あて提出ください。

※書類提出は、FAX、メール、郵送、持参いずれでも構いません。

申請期限:令和4年3月31日

#### 【申請書への添付書類】

##### (1) 商談会・見本市等出展

- ① 商談会・見本市等の主催者に提出した申込書または参加・出展募集要綱(コピー可)
- ② 様式第2号(経費明細リスト)
- ③ ②のリストに呼応した領収書または請求書(コピー可)
- ④ 商談会・見本市等の参加・出展報告書(書式は自由。A4版1~2枚程度にまとめる。可能な限り、商談・成約件数をその中に記載すること)

##### (2) 越境ECモール出店等

###### 越境ECモール新規出店の場合

- ① ECモール運営者(又は出店窓口企業)作成の参加・出店募集要綱等(コピー可)
- ② ECモール運営者(又は出店窓口企業)に提出した申込書(コピー可)

###### 自社ECサイトの多言語化の場合

- ① 自社ECサイトの多言語化のために利用した翻訳業者への申込書(コピー可)

###### 共通に必要な資料

- ① 様式第2号(経費明細リスト)
- ② 様式第2号(経費明細リスト)に呼応した領収書または請求書(コピー可)
- ③ 出品商品が掲載されているECモールの画面を印刷した書面

##### (2)【機構→申請者】

###### 交付の決定及び助成金の振込

機構は、申請書の内容、予算等を確認のうえ、助成及び助成額を決定した場合は、申請者に様式第3号により交付額の決定を通知するとともに、所定の口座に助成金を振り込みます。

※交付額を決定する際、支払った経費が外国通貨の場合で費用の換算レートの明記がない場合は、機構での審査日を基準に金融機関等が公表する換算レートを適用します。

※不採択の場合は、その旨を別途連絡します。